

耐震・防災 シェルター ベッド 設置費用の一部を補助します。

※耐震シェルター又は防災ベッドと合わせて設置される「感震ブレーカー」の設置も補助します。

地震による
倒壊から
身を守る

1 「広島市耐震シェルター等設置補助制度」の目的

耐震改修工事を行うことが難しい場合に、戸建木造住宅に居住する高齢者や障害者等を対象に、耐震シェルター等の設置費用の一部を補助します。

2 制度の概要

募集の対象となる住宅は、広島市内の戸建木造住宅で、裏面申込書の要件を満たすものです。また、募集件数等は次のとおりです。

項目	補助対象となる設置工事	募集件数	補助率	限度額
耐震シェルター・ 防災ベッド	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されたものなど、地方公共団体で一定の評価を受けたもの	1戸	設置経費 の1/2	12万 5千円
感震ブレーカー	分電盤タイプ (感震機能付住宅用分電盤 J W D S 0007) 付2 ((一社) 日本配線システム工業会) で定める構造・機能を有するもの)	1戸		4万円

3 申込み方法

別紙申込書に記入し、令和6年4月15日(月)から令和6年4月26日(金)午後5時(必着)までに、持参、郵送、FAXまたは電子メールでお申込みください。

- * 持参の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。
- * FAXまたは電子メールでお申込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- * 募集件数に達しなかった場合は、随時募集しますのでお問い合わせください。

4 申込み後の主な流れ

- ・ 申込み多数の場合は抽選とし、抽選結果は申込者全員に通知します。
- ・ 補助対象者に決定した方に、正式な申請書類を送付します。
- ・ 耐震シェルター等の設置に要する経費が確認できる書類(見積書等)を添付し、補助金交付申請書を広島市に提出します。(正式な申請書類の受領から1か月以内を目途に提出してください。)
- ・ 広島市から補助金交付決定通知書を受け取った後、耐震シェルター等の設置を開始します。
- ・ 令和7年1月末までに、広島市に耐震シェルター等の設置の結果を報告します。

【お問合せ・申込先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)

広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 ・ FAX 082-504-2308

電子メール jutaku@city.hiroshima.lg.jp



市 HP

【広島市ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6350.html>】

総合トップページ > 分類でさがす > くらし・手続き > 住まい

> リフォーム・住宅補助制度 > 耐震シェルター等の設置を支援します!

令和6年度広島市耐震シェルター等設置補助事業申込書

- ①から⑦までの要件を満たす必要があります。
- 太枠内にご記入の上、持参、郵送、FAXまたは電子メールによりお申込みください。
※FAXまたは電子メールでお申し込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- 該当する□に☑してください。

申込日	令和 年 月 日
申込者	フリガナ
	氏 名
	電話番号(日中の連絡先) — —
住 所	〒 —
	広島市 区
①建築時期	明治・大正・昭和 年 月 日 * 昭和56年5月31日以前に着工されたものに限ります。 * 「昭和〇〇年頃」などわかる範囲で構いません。 * 昭和56年6月1日以降に増築を行われている場合は補助対象外となる可能性があります。広島市住宅政策課までお問い合わせください。
②住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅(二世帯住宅を含む) <input type="checkbox"/> 併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)
③構 造	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法及び伝統的構法 * ツーバイフォー工法、丸太組工法、及びプレハブ工法は対象外
④補助対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者や障害者等※1 <input type="checkbox"/> 高齢者や障害者等と同一の世帯に属する方
⑤階 数	<input type="checkbox"/> 2階以下
⑥設置場所	<input type="checkbox"/> 耐震シェルター又は防災ベッドを1階に設置
⑦構造評点等	<input type="checkbox"/> 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 <input type="checkbox"/> 「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく診断の結果、評点の合計が7点以下
感震ブレーカーの設置	<input type="checkbox"/> 設置する <input type="checkbox"/> 設置しない

※1：高齢者や障害者等とは次のいずれかに該当する方のことです。

- ア 申請時における年齢が65歳以上である方
- イ 身体障害者手帳の交付を受けた方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- エ 療育手帳の交付を受けた方
- オ 要介護認定又は要支援認定を受けた方
- カ その他医師の診断等により災害時に援護を要すると認められる方